



平成 27 年 4 月 15 日

各 位

会社名 阿波製紙株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三木 康弘  
(コード番号：3896 東証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 吉井 康夫  
(TEL. 088-631-8101)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針を「内部統制システムの基本方針」と改称し、一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。(下線部分が変更箇所です。) また、平成 27 年 5 月 1 日より運用を開始する予定であります。

記

### 内部統制システムの基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」を、取締役会において次のとおり決議しております。

すべての阿波製紙グループの役員・使用人は、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言します。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。
  - (2) 当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
  - (2) 阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリ

スクに対処する。

(2)組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は総務部を主管部署とし、経営管理部他関連部署と連携して行う。

(3)各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

(2)代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(3)取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

(2)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連会社管理規程に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況、その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づける。

(3)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営管理部を主管部署とし、国際事業部と連携してグループ会社の運営・財産・損益に多大な影響を及ぼす事象が発生していないか定期的にモニタリングを行う。

(4)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は3事業年度を期間とする連結ベースの中期経営計画及び各グループ会社ごとの年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、当社において進捗状況の管理を行う。

(5)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ会社へ取締役を派遣し、業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、阿波製紙グループ各社に対する内部監査の実施または統括を行う。監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。

(2)監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

(3)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(1)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況の報告を行う。

(2)取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1)当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2)当社の内部監査室及び総務部は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンスの現状について報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告に関連する部署の担当者に対し、対応上必要な場合を除き通報者・通報事項・調査内容等を他に一切開示しないこと及び違反した場合の就業規則上の処分について周知徹底を図る。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。

(2)監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。

(3)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

13. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。

(2)反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

以上